【別紙 1】

積算内訳書の提出について

建設工事及び建設コンサルタント業務等の全ての競争入札において、不良・不適格業者の参入を排除し、併せて談合等の不正行為やダンピング受注の防止を図る観点から、入札に参加しようとする者は、積算内訳書の提出が必要です。

【積算内訳書の提出が必要な建設工事等】

積算内訳書の提出が必要な建設工事等は、設計金額が 140 万円を超える建設工事及び設計金額が 50 万円を超える建設コンサルタント業務等のうち、一般競争入札及び指名競争入札に付するものとし、当該入札に参加しようとする全ての者から積算内訳書の提出を求めます。

※以上の金額は国庫補助等を伴う施設整備等で契約規則に準じる場合の金額です。社会福祉施設設備整備以外の場合は、法人の契約規定経に基づき金額を設定してください。

【提出期限】

積算内訳書は、入札書と併せて提出するものとします。

ただし、契約担当者が特に認めたときは、この限りではありません。

【入札の無効】

次のいずれかに該当する者のした入札は、無効となります。

（１）積算内訳書を提出しなかった者のした入札

（２）積算内訳書の工事価格計（消費税及び地方消費税を除く。）又は業務価格計（消費税及び地方消費税を除く。）が入札価格と一致していない者のした入札

（３）積算内訳書の積算根拠、金額その他の内容について説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札